

## 5-9 世田谷区環境基本条例

### 環境への配慮要請／説明会の開催／環境計画書及び説明会開催状況報告書の提出

#### (1) 環境配慮制度

この制度は、開発事業者等の方々に環境への配慮を要請し、協議終了後に「環境計画書」及び「説明会開催状況報告書」の提出を求め、その内容を『環境配慮幹事会』で検討したうえで手続き終了となります。なお、各段階で環境への配慮が不十分と認めた場合は、改めて配慮を要請します。また、手続き終了後に『世田谷区環境審議会』に報告します。

#### (2) 対象事業（概略）

下表の種類及び規模の事業で、新設又は増改築等を行う場合が対象となります。

	種 類	略称	規 模
1	建築物等の建設	建	敷地面積が3,000㎡以上又は高さが60m以上又は延べ床面積が5,000㎡以上のもの
2	土地の開発行為	開	区域の面積が3,000㎡以上のもの
3	自動車駐車場の建設	駐	同時駐車能力が50台以上又は駐車場の面積が1,000㎡以上のもの
4	住宅団地の建設	住	住宅戸数が100戸以上のもの
5	土地区画整理事業	土	施行する土地の区域の面積が5ha以上のもの
6	市街地再開発事業	市	施行する土地の区域の面積が5ha以上のもの
7	道路の建設	道	道路区間の延長が500m以上で、幅員12m以上のもの
8	廃棄物処理施設の建設	廃	一般又は産業廃棄物処理施設のすべてのもの
9	鉄道又はモノレールの建設	鉄	旅客又は貨物の運送の常用に供するすべてのもの
10	河川の改修	河	改修する区間の延長が50m以上のもの
11	指定作業場の建設	指	指定作業場の面積が1,000㎡以上のもの
12	公園の建設	公	公園の面積が1,000㎡以上のもの

※対象単位は、原則として敷地全体とします。

#### (3) 他条例との関係

- ① 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」、「世田谷区みどりの基本条例」、「世田谷区風景づくり条例」及び「世田谷区雨水流出抑制事業」等に基づく届出は、原則本制度の手続提出前に済ませておいてください。
- ② 建築確認申請（計画通知を含む）及び開発許可申請は、本制度の手続終了後に提出願います。

